備えて安心
地震保険の話

防災グッズは避難する時の備えとしては
もう常識ですよね。でも、もうひとつの備えが
必要なこと、知っていますか？
それは**経済的な備え**。
その備えになるのが**地震保険**です。
被災後の当面の生活を支えてくれます。

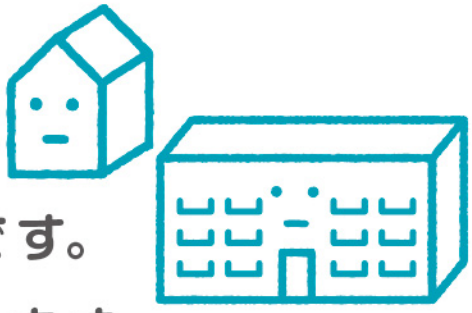

避難時の備え。　**経済的な備え。**

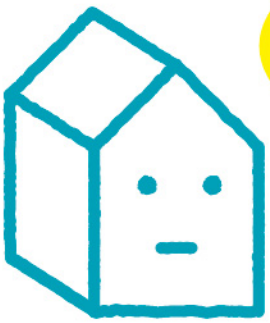

次のページで
地震保険について
お話しします。

損害保険ジャパン株式会社
SOMPO
〒160-8338　東京都新宿区西新宿1-26-1
〈連絡先〉https://www.sompo-japan.co.jp/contact/
SOMPOグループの一員です。

みんなで支える安心
地震保険

（2020年8月作成）

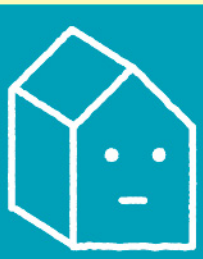

地震保険って何？

① 地震・噴火・津波

地震保険では、地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする損害（火災・損壊・埋没・流失）に対して保険金をお支払いします。

お支払い例

地震により**火災**が発生し家が焼失した

地震により家が**倒壊**した

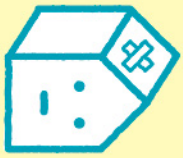

津波により家が流された

〈保険金をお支払いできない主な場合〉

■故意もしくは重大な過失または法令違反による損害　■地震などの際における紛失または盗難による損害
■戦争、内乱などによる損害　■地震などの発生日の翌日から起算して10日経過後に生じた損害

② 被災後の当面の生活を支える保険

地震等による**被災者の生活の安定に寄与すること**を目的として「地震保険に関する法律」が1966年に制定されました。
地震保険の保険金だけでは必ずしももとどおりの家を再建できませんが、
生活再建に大切な役目を果します。

③ 地震保険はなぜ必要？

火災保険では、建物・家財の火災による損害などを補償しています。しかし、**地震による火災および倒壊などは、火災保険では補償されません。**したがって、地震による損害に備えるには**地震保険が必要**です。

損害の原因	火災保険	地震保険
地震・噴火・津波	×※	○
上記以外	○	×

※地震などにより延焼・拡大した火災損害も補償されません。

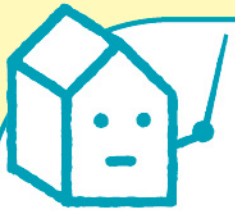

地震保険料控除について

払込んだ地震保険料が、
その年の契約者の所得から控除されます。

※2007年1月に地震保険料控除が創設され、従前の損害保険料控除は2006年12月末で廃止となりました。ただし、2006年12月末以前始期の保険期間10年以上の積立型保険は、従前の損害保険料控除の対象となる場合があります。

	控除対象額
所得税	地震保険料の全額（最高50,000円）
個人住民税	地震保険料の1/2（最高25,000円）

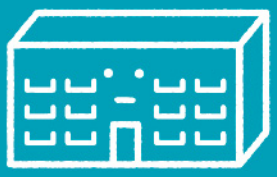

地震保険に加入するには？

4 火災保険＋地震保険

地震保険は、**単独では加入できません。**
火災保険にセットで加入する必要があります。
現在ご加入中の火災保険に地震保険をセットしていない場合、火災保険の**契約期間の中途でも地震保険に加入**することができます。

5 対象となるもの

地震保険の対象は建物と家財です。
建物と家財はそれぞれで加入する必要があります。

建物
※住居のみに使用される建物および併用住宅。

家財
※30万円を超える貴金属・宝石などは含まれません。

契約金額 火災保険の契約金額の30%～50%の範囲内
契約金額の限度額 建物：**5,000万円** 家財：**1,000万円**

※専用店舗・事務所などの建物およびその建物に収容される動産は対象となりません。
※マンション等の区分所有建物の共用部分や賃貸アパート等の共同住宅の場合は、お取扱いが異なりますので、詳しくは損害保険代理店または損害保険会社までお問い合わせください。

6 保険料

保険料は、お住まいの地域（都道府県）と建物の構造によって決まります。

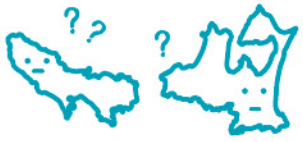

〈年間保険料例（地震保険ご契約金額100万円あたり）〉

建物の所在地（都道府県）	建物の構造区分			
	イ構造*		ロ構造*	
	改定前	改定後	改定前	改定後
岩手県・秋田県・山形県・栃木県・群馬県・富山県・石川県・福井県・長野県・滋賀県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県	710円	740円	1,160円	1,230円
北海道・青森県・新潟県・岐阜県・京都府・兵庫県・奈良県	780円		1,350円	
福島県	850円	970円	1,700円	1,950円
宮城県・山梨県・香川県・大分県・宮崎県・沖縄県	1,070円	1,180円	1,970円	2,120円
愛媛県	1,200円		2,240円	
大阪府	1,260円		2,240円	
愛知県・三重県・和歌山県	1,440円		2,470円	
茨城県	1,550円	1,770円	3,200円	3,660円
徳島県・高知県	1,550円	1,770円	3,650円	4,180円
埼玉県	1,780円	2,040円	3,200円	3,660円
千葉県・東京都・神奈川県・静岡県	2,500円	2,750円	3,890円	4,220円

〈保険料例〉東京都 ロ構造 建築年割引適用 保険金額1,000万円　4,220円×0.9＝3,798円　3,798円×（1,000万円/100万円）＝37,980円
※イ構造：主として鉄骨・コンクリート造の建物 / ロ構造：主として木造の建物
※2010年1月の改定に伴い、構造区分が変更となり保険料が引き上げとなる場合には、経過措置が適用されて保険料負担が軽減されます。適用条件など詳しくは損害保険代理店または損害保険会社までお問い合わせください。
※改定前：保険期間の始期が2019年1月1日～2020年12月31日の契約 / 改定後：保険期間の始期が2021年1月1日以降の契約

7 割引制度

建物の免震・耐震性能に応じた割引制度があります。

①免震建築物割引 割引率50%
・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合

②耐震等級割引 割引率（耐震等級3:50% 耐震等級2:30% 耐震等級1:10%）
・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）を有している場合

③耐震診断割引 割引率10%
・地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（1981年6月1日施行）における耐震基準を満たす場合

④建築年割引 割引率10%
・1981年6月1日以降に新築された建物である場合

※割引の適用を受けるためには所定の確認資料の提出が必要です。
※①～④の割引は重複して適用を受けることはできません。

詳しくは、お近くの損害保険代理店または損害保険会社までお問い合わせください。

地震がおきたときには？

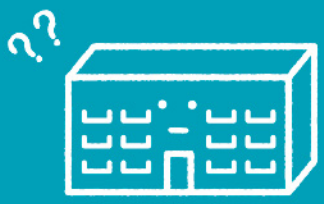

8 支払われる保険金

建物・家財に「全損」、「大半損」、「小半損」、「一部損」の損害が生じたときに保険金が支払われます。

（損害の状況が一部損に至らない場合や、門、塀、垣、エレベーター、給排水設備のみの損害の場合などは保険金は支払われません。）

2017年1月1日以降に保険期間が始まる契約に適用 ※1	損害の状況		支払われる保険金
	建物	家財	
全損	基礎・柱・壁・屋根など※2の損害額が建物の時価の50%以上※3 または 焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上	家財の損害額が家財の時価の80%以上	契約金額の100%（時価が限度）
大半損	基礎・柱・壁・屋根など※2の損害額が建物の時価の40～50%未満※3 または 焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の50～70%未満	家財の損害額が家財の時価の60～80%未満	契約金額の60%（時価の60%が限度）
小半損	基礎・柱・壁・屋根など※2の損害額が建物の時価の20～40%未満※3 または 焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の20～50%未満	家財の損害額が家財の時価の30～60%未満	契約金額の30%（時価の30%が限度）
一部損	基礎・柱・壁・屋根など※2の損害額が建物の時価の3～20%未満※3 または 全損・大半損・小半損に至らない建物が床上浸水（または地盤面から45cmを超える浸水）	家財の損害額が家財の時価の10～30%未満	契約金額の5%（時価の5%が限度）

※1 2016年12月31日以前始期の契約については、「全損」、「半損」、「一部損」の3区分で認定します。

※2 基礎・柱・壁・屋根などの主要構造部に着目して損害を調査します。地震保険でいう「主要構造部」とは、建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいいます。

※3 津波によって建物（「木造建物」「共同住宅を除く鉄骨造建物〈鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅〉」）に浸水損害が生じた場合は浸水の深さ、地盤の液状化によって建物（上記と同じ）に損害が生じた場合は傾斜の角度または沈下の深さで「全損」、「大半損」、「小半損」、「一部損」を認定します。詳しくは、お近くの損害保険会社までお問い合わせください。

注1 時価とは、同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から、使用による消耗分を控除した金額です。

注2 損害の状況については、損害保険会社の専門の調査員がお伺いし、判定します。

注3 1回の地震による保険金の総支払限度額は11.7兆円（2020年8月時点）です。
この金額は、関東大震災クラスの地震が発生しても支払保険金の総額がこの額を超えることがないように決定されており、適宜見直されています。万一、この額を超える損害が発生したときは保険金が削減されることがあります。
＜ご参考＞ 東日本大震災が発生した際にも、削減することなく保険金は支払われております。また、大震災発生時には、政府は復旧・復興に向け、地震保険以外のさまざまな施策も実施しています。

注4 地震保険の損害認定結果と自治体の罹災証明書の被害認定は一致しない場合があります。

保険金をできるだけ早く公正にお支払いするため、上記のような支払方法としています。

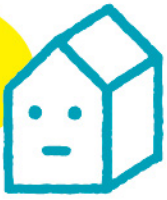

詳しくは、お近くの損害保険代理店または損害保険会社までお問い合わせください。

(SJ20-51033 2020.7.30) 16566-01 (20060412) 401468-0500